

道路占用 許可申請 協議 書

新規	更新	変更	第 号
			令和 年 月 日

令和 年 月 日

（あて先）仙台市

区 長

住所

氏名

印

担当者

電話

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的			
占用の場所	路線名		車道 歩道 その他
	場所		
占用物件	名称	規模	数量
占用の期間	令和 年 月 日 から	間	占用物件の構造
	令和 年 月 日 まで		
工事の時期	令和 年 月 日 から	間	工事実施の方法
	令和 年 月 日 まで		
道路の復旧方法		添付書類	
備考	視覚障害者誘導用ブロック 有り 無し		

記載要領

1 「許可申請 協議」 「第32条 第35条」 及び 「許可を申請 協議」 については、該当するものを○で囲むこと。

2

新規	更新	変更
----	----	----

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。

3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、担当者の欄に所属・氏名を記載すること。

4 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。

5 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。

6 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。

7 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

道路占用（変更）許可・協議について

住所

氏名

担当者

電話

占用の目的					
占用の場所	路線名			車道 歩道 その他	
	場所				
占用物件	名称	規模	数量		
占用の期間	令和 年 月 日から	間	占用物件の構造		
	令和 年 月 日まで				
工事の時期	令和 年 月 日から	間	工事実施の方法		
	令和 年 月 日まで				
道路の復旧方法			添付書類		
前回の許可月日 年 月 日 仙台市（ ）指令第 号					
占用物件の種別及数量		級 地	単 価	期 間	占 用 料
本 基 m m ²			円	月 年	円
舗装種別		復旧面積		単 価	路面復旧費
		掘削部	m ²	円	円
		影響部	m ²	円	
		計	m ²		
許可条件・注意事項		裏面記載のとおり		軽易なもの間接費の内訳は別紙のとおり	

上記申請・協議がありましたので許可・回答してよろしいか伺います。

申請管理番号							起 案	令和 年 月 日	受付印
令和 年 月 日 仙台市（ ） 指令第 号							決 裁	令和 年 月 日	
							施 行	令和 年 月 日	
課長	係長	係員			調 定	令和 年 月 日	第 号		
					検 査	令和 年 月 日			

道路占用（変更）許可・回答書

住所

氏名 様

担当者

電話

占用の目的				
占用の場所	路線名			車道 歩道 その他
	場所			
占用物件	名称	規模	数量	
占用の期間	令和 年 月 日から	間	占用物件の構造	
	令和 年 月 日まで			
工事の時期	令和 年 月 日から	間	工事実施の方法	
	令和 年 月 日まで			
道路の復旧方法			添付書類	
前回の許可月日 年 月 日 仙台市（ ）指令第 号				
占用物件の種別及数量		級地	単価	期間
本基 m 箇 m ²			円	月 年
舗装種別		復旧面積		単価
		掘削部	m ²	円
		影響部	m ²	円
		計	m ²	円
許可条件・注意事項		裏面記載のとおり		軽易なもの間接費の内訳は別紙のとおり

令和 年 月 日付けで申請・協議のありました占用については、上記のとおり許可・回答 します。

令和 年 月 日

仙台市（ ）

指令第 号 仙台市 区長 印

占用許可条件・協議事項

- 1 路上広告物等は老朽、汚損等により美観を損なわないよう十分留意のうえ設置し管理すること。
- 2 工事等により道路の境界標(杭、鉄等)及び基準点(1級、2級及び3級基準点をいう。以下同じ。)に損傷を与えないよう、着工前にその位置を確認し、十分注意すること。
- 3 工事等により道路の境界標及び基準点に損傷を与えた場合又は一時的に撤去しなければならない場合は、占用者の負担において境界標は、原形に復旧することとし、基準点にあっては、速やかに区長に届け出を行い「道路台帳基準点移設要領」により移設すること。
- 4 占用期間中であっても道路に関する工事のため、その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、占用物件の改築、移転又は除却を命ずることがある。この場合の費用は、道路占用者の負担とする。
- 5 工事中においては、迂回誘導路を確保するなどにより、歩行者対策、特に視覚障害者対策を十分に行うこと。
- 6 既に許可を受けて歩道の地下に埋設している物件で、道路法第24条の申請により、車両の乗り入れ部が設けられるため、土被りが基準以下となる場合は、道路占用者の負担において、防護措置を行うと共に、管路等の構造の変化に伴う道路占用許可申請を行うこと。
- 7 共同収容に係わる当事者間の契約のうち、道路管理に影響を及ぼす内容の変更をしようとするとき又は事故時における連絡通報体制及び管理に係わる事項を変更しようとするときは、届出書を提出すること。
- 8 復旧にあたっては、マンホール等の設置により、視覚障害者誘導用ブロックが分断されないよう措置すること。また仮復旧の場合も同様とすること。
- 9 道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならない。
- 10 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならない。
- 11 占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならない。
- 12 その他

注 意 事 項

- 1 交付を受けた占用許可済証は、見やすい場所に貼付しておくこと。
- 2 次に各号のいずれかに該当するときは、速やかに区長に届け出ること。
 - (1)住所又は氏名(法人その他の団体にあつては、所在地又は名称)を変更したとき
 - (2)法人その他の団体である道路占用者が代表者を変更したとき
 - (3)法人その他の団体である道路占用者が解散しようとするとき
 - (4)占用の期間を短縮し、又は占用を廃止しようとするとき
- 3 工事に着手しようとするときは、速やかに、区長に道路占用工事着手届及び道路占用工事工程表を区長に提出すること。
- 4 工事を施行しようとするときは、当該施工場所に現場責任者を置かなければならない。
- 5 工事現場責任者を置いたときは、速やかに、区長に届け出ること。
- 6 工事の期間中、道路占用工事標識を見やすい場所に掲示しておくこと。
- 7 工事に起因して道路の損傷又は事故が発生したときは、必要な応急措置を講じた上、速やかに、区長に申し出ること。
- 8 工事が完了したときは、速やかに、道路占用工事完了届を提出するとともに、区長の検査を受けること。
- 9 工事により掘削した道路を自ら復旧した場合、道路占用工事完了検査書の確認日から起算して、仙台市道路管理に関する規則第九条に定める期間において、当該道路に路面の沈下、亀裂等の損傷が生じたときは、その損傷を補修しなければならない。
- 10 前項の規定に係わらず、その損傷が明らかに道路占用者の復旧工事の施行の瑕疵に起因するものであると認められるときは、前項で定める期間の経過後であっても、その損傷を補修しなければならない。
- 11 占用物件の適正な維持管理を行い、道路の占用物件の破損、汚損等によって道路管理上支障をきたさないよう十分な措置を講じること。
- 12 道路の占用に起因して本市又は第三者に損害を与えたときは、その責任において損害を賠償しなければならない。
- 13 相続人、合併により設立される法人その他の道路占用者の一般承継人は、その承継の日から起算して30日以内にその事実を証する書面を添えてその旨を区長に届け出ること。
- 14 あらかじめ区長の承認を受けなければ許可に基づく権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 15 引き続き道路を占用しようとする場合は、期間満了1月前までに区長に道路占用許可申請書を提出すること。
- 16 占用期間が満了したとき、許可の取り消しがあつたとき若しくは占用を廃止したときは、道路を原形に復旧し、速やかに、区長に届け出て検査を受けること。検査の結果、道路の復旧が完全でないと認められたときは、更に補修を命ずるか又は区長が代わってこれを執行し、その費用を徴収する。
- 17 その他

(不服申し立て及び処分取り消しの訴えの教示)

- ① 本処分不服がある場合は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に仙台市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることはできなくなります。

また、上記の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、仙台市を被告として(訴訟において仙台市を代表する者は仙台市長となります。)、取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、提起することができなくなります。
- ② 本処分については、本処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、仙台市を被告として(訴訟において仙台市を代表する者は仙台市長となります。)、取消の訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、提起することができなくなります。